

令和元年 1 2 月

伊那市議会定例会議案書

令和元年 1 1 月 2 5 日

令和元年12月伊那市議会定例会議案目次

議案第1号	専決処分の承認を求めることについて……………	3
議案第2号	公の施設の指定管理者の指定について……………	5
議案第3号	市道路線の廃止について……………	8
議案第4号	伊那市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例……………	9
議案第5号	伊那市沢渡駅待合施設条例……………	18
議案第6号	伊那市キャンプ場条例の一部を改正する条例……………	20
議案第7号	伊那市田舎暮らし住宅条例……………	22
議案第8号	高遠城址公園使用料徴収条例の一部を改正する条例……………	27
議案第9号	伊那市美術館条例等の一部を改正する条例……………	29
議案第10号	令和元年度伊那市一般会計第5回補正予算について……………	32
議案第11号	令和元年度伊那市介護保険特別会計第2回補正予算について……………	33
議案第12号	令和元年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第3回補正予算に ついて……………	34

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年 11 月 25 日提出

伊那市長 白鳥 孝

専決処分書

令和元年度伊那市一般会計第4回補正予算を、別冊のとおり専決処分する。

令和元年10月31日

伊那市長 白鳥 孝

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 福祉まちづくりセンター

施設の名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
福祉まちづくりセンター	社会福祉法人伊那市社会福祉協議会	令和 2年 4月 1日から 令和 4年 3月31日まで

2 デイサービスセンター

施設の名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
デイサービスセンター春富ふくじゅ園	社会福祉法人伊那市社会福祉協議会	令和 2年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで
長谷デイサービスセンター	社会福祉法人伊那市社会福祉協議会	令和 2年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで

3 高齢者生活福祉センター

施設の名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
高齢者生活福祉センターくつろぎの家	社会福祉法人伊那市社会福祉協議会	令和 2年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで

4 高齢者専用住宅

施設の名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
長谷高齢者専用住宅	社会福祉法人伊那市社会福祉協議会	令和 2年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで

5 山荘

施設の名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
鹿嶺高原雷鳥荘	一般社団法人伊那谷山りん舎	令和 2年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで

6 みはらしファーム

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
とれたて市場	上伊那農業協同組合	令和 2年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで
ファームレストラン トマトの木	上伊那農業協同組合	令和 2年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで
そばの家 名人亭	上伊那農業協同組合	令和 2年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで
手づくりパン工房 麦の家	伊那市手づくりパン同好会	令和 2年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで
バーベキューガーデン	上伊那農業協同組合	令和 2年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで

7 道の駅南アルプスむら長谷

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
地場産業振興施設	道の駅南アルプスむら長谷 管理組合	令和 2年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで

8 農産加工施設

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
高遠町農産物加工施設	高遠町農産加工組合	令和 2年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで
長谷農産物加工施設	農業法人ファームはせ株式会社	令和 2年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで

9 農村公園

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
南アルプス公園	道の駅南アルプスむら長谷 管理組合	令和 2年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで

10 林業振興施設

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
協業活動拠点施設	道の駅南アルプスむら長谷 管理組合	令和 2年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで
長谷山村広場施設	非持山区	令和 2年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで

1 1 キャンプ場

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
小黒川溪谷キャンプ場	株式会社伊那リゾート	令和 2年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで
鹿嶺高原キャンプ場	一般社団法人伊那谷山りん舎	令和 2年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで

1 2 集会施設

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
下県交流センター	下県区	令和 2年 4月 1日から 令和12年 3月31日まで
小原交流センター	小原区	令和 2年 4月 1日から 令和12年 3月31日まで

1 3 旧井澤家住宅

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
伊那部宿旧井澤家住宅	伊那部宿を考える会	令和 2年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで

令和元年 1 1 月 2 5 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

公の施設の管理を行う指定管理者を指定するため、提案するものであります。

市道路線の廃止について

下記のとおり市道路線の廃止を行いたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

記

廃止路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
I-7076	大芝6号線	西箕輪 2148番45先	西箕輪 2148番157先		メートル 324.7	メートル 4.5

令和元年11月25日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

上記の路線は、伊那インター工業団地整備に伴い、廃止するため、提案するものがあります。

伊那市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項、第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定により、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関する事項を定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与の種類)

第2条 この条例において「給与」とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬及び期末手当をいう。

(給与の支給)

第3条 伊那市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年伊那市条例第39号。以下「給与条例」という。）第3条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料表)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料表は給与条例別表第1に定めるところによる。

(フルタイム会計年度任用職員の職務の級)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、その職務の複雑、困難及び責任の度合いに基づき、給与条例の適用を受ける職員との権衡及び職務の特殊性を考慮して、任命権者が定める。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級の分類の基準となるべき職務の内容は、別表に定めるとおりとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法)

第6条 フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法は、給与条例の適用を受ける職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第7条 フルタイム会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける職員の例により、地域手当を支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第8条 フルタイム会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける職員の例により、通勤手当を支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第9条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当は、伊那市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年伊那市条例第40号）の適用を受ける職員の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当）

第10条 フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条から第13条まで及び第16条において「正規の勤務時間」という。）以外に勤務することを命じられたフルタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、給与条例の適用を受ける職員の例により、時間外勤務手当を支給する。この場合において、勤務1時間当たりの給与額については、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額によるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当）

第11条 休日等（伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成18年伊那市条例第31号）第8条第1項に規定する休日又は第9条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられたフルタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して給与条例の適用を受ける職員の例により、休日勤務手当を支給する。この場合において、給与条例第36条第2項中「勤務時間条例第2条第4項の規定により毎日曜日を週休日と定められている職員」とあるのは「毎日曜日を週休日と定められているフルタイム会計年度任用職員」と、「第64条」とあるのは「伊那市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年伊那市条例第 号）第17条」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当）

第12条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務するフルタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、給与条例の適用を受ける職員の例により、夜間勤務手当を支給する。この場合において、勤務1時間当たりの給与額については、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額によるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当）

第13条 正規の勤務時間外又は休日等の正規の勤務時間中において宿日直勤務を命じられたフルタイム会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける職員の例により、宿日直手当を支給する。

2 前項の勤務は、前3条の勤務には含まれないものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当等の支給日）

第14条 給与条例第40条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第15条 給与条例第47条から第50条までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第48条第1項中基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて定める割合は、次の各号のとおりとする。

- (1) 6月 100分の100
- (2) 5月以上6月未満 100分の80
- (3) 3月以上5月未満 100分の60
- (4) 2月以上3月未満 100分の30
- (5) 1月以上2月未満 100分の20
- (6) 1月未満 100分の10

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の減額）

第16条 フルタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給料を支給する。

（フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額）

第17条 第10条から第12条及び前条に規定するフルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの（第10条から第12条までに規定する手当にあっては、1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が定める時間を減じたもの）で除して得た額とする。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の端数処理）

第18条 前条に規定する1時間当たりの給与額及び第10条から第12条までの規定により勤務時間1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第19条 パートタイム会計年度任用職員には、基本報酬、特殊勤務に係る報酬、時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬及び夜間勤務に係る報酬を支給する。

2 パートタイム会計年度任用職員の基本報酬は、月額又は時間額で定めるものとし、その職務の複雑、困難及び責任の度合いに基づき、給与条例の適用を受ける職員との権衡及び職務の特殊性を考慮して、市長が規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給方法)

第20条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、市長が規則で定める期日に支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第21条 パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬は、伊那市職員の特殊勤務手当に関する条例の適用を受ける職員の例により支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第22条 パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この条から第24条まで及び第26条において「正規の勤務時間」という。)以外に勤務することを命じられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、給与条例の適用を受ける職員の例により、時間外勤務に係る報酬を支給する。この場合において、月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額については、第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額によるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第23条 休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、給与条例の適用を受ける職員の例により、休日勤務に係る報酬を支給する。この場合において、給与条例第36条第2項中「勤務時間条例第2条第4項の規定により毎日曜日を週休日と定められている職員」とあるのは「毎日曜日を週休日と定められているパートタイム会計年度任用職員」と、「第64条」とあるのは「伊那市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年伊那市条例第 号)第27条」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第24条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務するパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、給与条例の適用を受ける職員の例により、夜間勤務に係る報酬を支給する。この場合において、月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額については、第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額によるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第25条 給与条例第47条から第50条までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として、又は任用の事情により特に市長が規則で定める者を除く。)について準用する。この場合において、給与条例第48条第1項中「100分の130」とあるのは「市長が規則で定める割合」と、同条第3項中「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「当該パートタイム会計年度任用職員が、それぞれその基準日現在において受けるべき基本報酬の月額に相当する額として市長が定める額」と読み替え、給与条例第48条第1項中基準日以前6月以内

の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて定める割合は、次の各号のとおりとする。

- (1) 6月 100分の100
- (2) 5月以上6月未満 100分の80
- (3) 3月以上5月未満 100分の60
- (4) 2月以上3月未満 100分の30
- (5) 1月以上2月未満 100分の20
- (6) 1月未満 100分の10

2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額）

第26条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

（パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額）

第27条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員の第22条から第24条及び前条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、当該パートタイム会計年度任用職員が受けるべき基本報酬の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの（第22条から第24条までに規定する報酬にあっては、1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が定める時間を減じたもの）で除して得た額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償）

第28条 パートタイム会計年度任用職員が、給与条例第24条に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 前項の費用弁償の額は、市長が別に定める。

（パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償）

第29条 パートタイム会計年度任用職員が、公務のための旅行に係る費用を負担するときは、伊那市職員の旅費等に関する条例（平成18年伊那市条例第41号）の定めるところにより、その旅行に係る費用弁償を支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理）

第30条 第27条に規定する1時間当たりの報酬額及び第22条から第24条までの規定により勤務時間1時間につき支給する報酬を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(給与等の特例)

第31条 職務の特殊性、任用の事情その他の理由により第2条から前条までの規定による給与等により難しい会計年度任用職員の給与等については、これらの規定にかかわらず、その職務の特殊性、常勤職員との権衡等を考慮して、市長が別に定めることができる。

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間の特例)

2 この条例の施行日の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)による改正前の法第17条又は第22条第5項の規定に基づき任用されていた者に係る令和元年12月2日以降当該日までの引き続きいた当該職としての在職期間については、第15条及び第25条において準用する給与条例第48条第1項に規定する在職期間に通算するものとする。

(伊那市職員定数条例の一部改正)

3 伊那市職員定数条例(平成18年伊那市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中「臨時的任用又は」を削る。

(伊那市職員の分限に関する条例の一部改正)

4 伊那市職員の分限に関する条例(平成18年伊那市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「は任命権者」を「、任命権者」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(伊那市職員の懲戒に関する条例の一部改正)

5 伊那市職員の懲戒に関する条例(平成18年伊那市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第4条中「給料月額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に規定する職員で

伊那市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年伊那市条例第
号）第2条に規定する報酬が支給される者にあつては、その報酬）」を加える。

（伊那市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正）

- 6 伊那市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成18年伊那市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条中「職員」の次に「（法第22条の3に規定する職員を除く。）」を加える。

（伊那市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

- 7 伊那市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成18年伊那市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

（伊那市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

- 8 伊那市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成18年伊那市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号及び第11条第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

（伊那市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 9 伊那市職員の育児休業等に関する条例（平成18年伊那市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員を除く。）」を加える。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員を除く。）」を加える。

（伊那市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

- 10 伊那市特別職の職員の給与等に関する条例（平成18年伊那市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第3公民館長の部を削る。

（伊那市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

- 11 伊那市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年伊那市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第66条を次のように改める。

第66条 削除

第66条の次に次の1条を加える。

（会計年度任用職員の給与）

第66条の2 会計年度任用職員の給与は、別に条例で定める。

（伊那市職員の旅費等に関する条例の一部改正）

- 12 伊那市職員の旅費等に関する条例（平成18年伊那市条例第41号）の一部を

次のように改正する。

第2条第3号中「第3号」を「第3号の2」に改める。

(伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

- 1 3 伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例（平成18年伊那市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する職員については、この限りでない。

(伊那市公民館条例の一部改正)

- 1 4 伊那市公民館条例（平成18年伊那市条例第178号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

(伊那市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

- 1 5 伊那市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年伊那市条例第232号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に規定する職員」を加える。

(伊那市鳥獣被害対策実施隊設置条例の一部改正)

- 1 6 伊那市鳥獣被害対策実施隊設置条例（平成25年伊那市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第3条第3項」を「第3条第3項第3号」に改める。

(経過措置)

- 1 7 附則第13項の規定による改正後の伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和2年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

- 1 8 新条例第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、新条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する新条例第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

別表（第5条関係）

級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	相当の知識、技術、経験等を要する職務
2 級	高度の知識、技術、経験等を要する職務

令和元年11月25日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、提案するものであります。

伊那市沢渡駅待合施設条例

(設置)

第1条 公共交通利用者の利便性の向上を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定により、沢渡駅待合施設（以下「待合施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 待合施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 沢渡駅待合施設

位置 伊那市西春近5198番地2

(施設)

第3条 待合施設の施設は、待合所及びトイレとする。

(利用の制限)

第4条 市長は、待合施設の利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限することができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 待合施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

(損害賠償の義務)

第5条 待合施設の利用者は、施設等に損害を与えた場合には、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年2月22日から施行する。

令和元年11月25日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

沢渡駅待合施設を設置するため、提案するものであります。

伊那市キャンプ場条例の一部を改正する条例

伊那市キャンプ場条例（平成18年伊那市条例第251号）の一部を次のように改正する。

別表(1)の表中

「

キャビン	宿泊使用	1棟（8人用）	12,400円
	日帰り使用	1棟（8人用）1時間	1,600円
	環境保全費	1人1回	200円
オートキャンプ サイト	宿泊使用	1サイト	3,100円
	日帰り使用	1サイト1時間	300円
	環境保全費	1人1回	200円
テントサイト	宿泊使用	1サイト	1,050円
	日帰り使用	1サイト	750円
	環境保全費	1人1回	200円

」を

「

キャビン	宿泊使用	1棟（8人用）	12,900円
	日帰り使用	1棟（8人用）1時間	1,600円
	環境保全費	1人1回	200円
オートキャンプ サイト	宿泊使用	1サイト	3,200円
	日帰り使用	1サイト1時間	300円
	環境保全費	1人1回	200円
テントサイト	宿泊使用	1サイト	1,050円
	日帰り使用	1サイト	780円
	環境保全費	1人1回	200円
ペットサイト	宿泊使用	1サイト	4,500円
	日帰り使用	1サイト1時間	400円
	環境保全費	1人1回	200円

」に

改める。

別表備考2中「150円」の次に「、ペットサイト400円」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和２年４月１日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係るものから適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

令和元年１１月２５日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

小黒川溪谷キャンプ場にペットサイトを設置し、及び利用料金を改定するため、提案するものであります。

伊那市田舎暮らし住宅条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市への移住及び定住を促進するため、伊那市田舎暮らし住宅（以下「田舎暮らし住宅」という。）の設置及び管理に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(名称、棟名及び位置)

第2条 田舎暮らし住宅の名称、棟名及び位置は、次のとおりとする。

名称	棟名	位置
伊那市田舎暮らし住宅	A棟	伊那市富県1777番地4
	B棟	
	C棟	

(入居者等の資格)

第3条 田舎暮らし住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に認める者については、この限りでない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。
- (2) 入居しようとする本人（以下「入居者」という。）又は同居し、若しくは同居しようとする親族の全員が、本市以外の市区町村から本市に移住し、定住する見込みであること。
- (3) 入居申込み時において、入居者若しくはその配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）が45歳以下又は小学生以下の子がいる世帯であること。
- (4) 第7条に規定する入居の許可後、本市に住民登録できる者であること。
- (5) 市区町村税を滞納していないこと。
- (6) 入居者又は同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(入居者の募集)

第4条 市長は、田舎暮らし住宅に入居しようとする者を公募するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する公募に当たっては、田舎暮らし住宅の設置場所、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示するほか、適当な方法により周知するものとする。

(入居の申込み)

第5条 第3条に規定する入居者資格のある者で、田舎暮らし住宅に入居しようとするものは、市長に入居の申込みをしなければならない。

(入居者の選考及び決定方法)

第6条 入居の申込みをした者の数が、入居させるべき田舎暮らし住宅の戸数を超えるときは、抽選により入居者を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により入居者を決定する場合において、入居を決定された者のほか、必要と認める数の入居補欠者を決定し、順位を付することができる。

3 市長は、入居を許可された者が入居前に入居の許可を取り消されたとき又は入居を決定された者が入居しないときは、前項の規定により付された順位に従い、入居補欠者のうちから入居者を決定するものとする。

(入居の許可)

第7条 市長は、入居者を決定したときは、当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し許可書を交付するものとする。

(入居の手続)

第8条 入居決定者は、市長が指定する日までに請書を提出し、田舎暮らし住宅に入居しなければならない。

2 入居決定者は、やむを得ない事情により前項に規定する日までに入居することができないときは、あらかじめ市長にその旨を申し出て、改めて入居すべき日の指定を受けなければならない。

3 市長は、入居決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、入居の決定を取り消すことができる。

(1) 第1項又は前項の手続をしないとき。

(2) 正当な理由なく市長が指定する入居開始日から10日以内に入居しないとき。

(3) 親族が、市長が指定する入居開始日から3月以内に同居しないとき。

(同居の承認)

第9条 入居者は、入居の際に同居を認められた親族以外の者を同居させようとするときは、同居の申込みをし、市長の承認を得なければならない。ただし、第16条第1号に該当する場合は、この限りでない。

2 市長は、前項本文の規定により同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしないものとする。

(入居期間)

第10条 田舎暮らし住宅の入居期間は、入居した日から2年以内とする。ただし、市長は、やむを得ないと認めるときは、契約始期から3年を超えない範囲で、延長を許可することができる。

(家賃の決定)

第11条 田舎暮らし住宅の家賃は、月額25,000円とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、家賃を変更することができる。

(1) 物価の変動等に伴い、家賃を変更する必要があると認めるとき。

(2) 田舎暮らし住宅について改良を施したとき。

(家賃の納付)

第12条 市長は、入居を指定した日から当該入居者が田舎暮らし住宅を明け渡した

日（第20条第1項による明渡しの請求があったときは明渡しの請求があった日）までの間、家賃を徴収する。

2 入居者は、毎月末日（月の途中で田舎暮らし住宅を明け渡した場合についてはその日）までにその月分の家賃を納付しなければならない。

3 月の途中で入居し、又は明け渡した場合においては、その月分の家賃は、日割りによって算出する。

（家賃の減免又は徴収猶予）

第13条 市長は、次に掲げる特別の事情がある場合においては、市長が定めるところにより家賃の減額若しくは免除又は徴収の猶予をすることができる。

(1) 入居者が疾病にかかったとき。

(2) 入居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(3) 前2号に準じる特別の事情があるとき。

（修繕費用の負担）

第14条 田舎暮らし住宅の修繕に要する費用（破損ガラスの取替え等軽微な修繕及び給水栓その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は、市の負担とする。

2 入居者の責めに帰すべき事由によって前項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者は、市長の指示に従い、これを修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

（入居者の費用負担義務）

第15条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) 電気、ガス及び水道の使用料

(2) 浄化槽の維持管理費用

(3) 軽微な修繕に係る費用

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長の指定する費用

（入居者の報告）

第16条 入居者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該事実が発生した日から15日以内に市長に報告しなければならない。

(1) 入居者又は同居者に新たに子が生まれたとき。

(2) 入居者又は同居者が氏名を変更したとき。

(3) 同居者が退去したとき。

（長期不使用の届出）

第17条 入居者は、田舎暮らし住宅を引き続き15日以上使用しないときは、市長に届出をしなければならない。

（禁止行為）

第18条 入居者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 田舎暮らし住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡すること。

(2) 田舎暮らし住宅を住宅以外の用途に使用すること。

(3) 田舎暮らし住宅周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をすること。

(住宅の検査)

第19条 入居者は、田舎暮らし住宅を退去しようとするときは、その30日前までに市長に届け出て、検査を受けなければならない。

(明渡し請求)

第20条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者に対し、田舎暮らし住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 田舎暮らし住宅を故意に毀損したとき。
- (4) 正当な理由によらないで15日以上田舎暮らし住宅を使用しないとき。
- (5) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例の規定に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定により田舎暮らし住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、市長の指定する日までに当該田舎暮らし住宅を明け渡さなければならない。

3 市長は、第1項の規定により田舎暮らし住宅の明渡しを請求したときは、当該請求を受けた者に対して、当該請求の日の翌日から田舎暮らし住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、田舎暮らし住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

(立入検査)

第21条 市長は、田舎暮らし住宅の管理上必要があると認めるときは、市長の指定した者に当該田舎暮らし住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において現に使用している田舎暮らし住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該田舎暮らし住宅の入居者の承諾を得なければならない。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年3月1日から施行する。

令和元年11月25日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

伊那市田舎暮らし住宅を設置するため、提案するものであります。

高遠城址公園使用料徴収条例の一部を改正する条例

高遠城址公園使用料徴収条例（平成 1 8 年伊那市条例第 1 5 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 1 中

「	大型バス 中型バス	1 日当たり 1 回につき	3,000 円	」を
「	大型バス 中型バス	1 日当たり 1 回につき	4,000 円	」に、
「	普通自動車		700 円	」を
「	普通自動車		1,000 円	」に

改める。

別表第 4 中

「	団体（30人以上）	一般	400 円	」を
「	団体（20人以上）	一般	400 円	」に

改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

令和元年11月25日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

高遠城址公園の駐車場使用料等を改定するため、提案するものであります。

伊那市美術館条例等の一部を改正する条例

(伊那市美術館条例の一部改正)

第1条 伊那市美術館条例（平成18年伊那市条例第185号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「き損」を「毀損」に改める。

別表(1)の表中

「	団体（30人以上）	一般	400円	」を
「	団体（20人以上）	一般	400円	」に

改める。

別表(2)の表中

「	ロビー及び小憩ホール	1日につき	5,000円	」を
「	ロビー	1日につき	5,000円	」に

改める。

(伊那市歴史博物館条例の一部改正)

第2条 伊那市歴史博物館条例（平成18年伊那市条例第199号）の一部を次のように改正する。

別表(1)の表中

「	団体（30人以上）	一般	300円	」を
「				

団体（20人以上）	一般
-----------	----

300円

」に

改める。

別表(2)の表中

「

研修室	1,500円	3,000円
交流室	2,000円	4,000円

」を

「

交流室	2,000円	4,000円
-----	--------	--------

」に

改める。

別表(3)の表中

「

研修室、交流室及び 体験室	300円	600円
------------------	------	------

」を

「

交流室及び体験室	300円	600円
----------	------	------

」に

改める。

(伊那市民俗資料館条例の一部改正)

第3条 伊那市民俗資料館条例（平成18年伊那市条例第200号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

団体（30人以上）	一般
-----------	----

150円

」を

「

団体（20人以上）	一般
-----------	----

150円

」に

改める。

附 則

この条例は、令和２年３月１日から施行する。

令和元年１１月２５日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

信州高遠美術館、伊那市立高遠町歴史博物館及び民俗資料館の入館料の団体扱いの人数を改める等のため、提案するものであります。

令和元年度伊那市一般会計第5回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和元年度伊那市一般会計第5回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和元年11月25日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和元年度伊那市介護保険特別会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和元年度伊那市介護保険特別会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和元年 1 1 月 2 5 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和元年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 3 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和元年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 3 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和元年 11 月 25 日提出

伊那市長 白鳥 孝